

## 第24回久米島町産業まつり 出店募集要項

久米島町産業まつり実行委員会では、まつり開催に係る円滑な運営を図るため、出店事業者の皆様に対して、次に掲げる要件についてご理解とご協力のもとに厳守の程をお願い申し上げます。

なお、以下の要件は実行委員会と出店事業者の皆様との契約書としての効力を持つものをご理解いただきまして、目に余る違反をした場合即刻営業の停止をお願いすることを予めご了承のうえ出店のお申込みをお願い申し上げます。

### 1. まつりの概要

- (1) まつり名称：第24回久米島町産業まつり
- (2) 開催日時：令和7年12月7日（日）午前9時から午後2時00分まで
- (3) 開催場所：久米島ホテルドーム（久米島町字鳥島100番地）
- (4) 主催：久米島町産業まつり実行委員会
- (5) 後援団体：久米島町、久米島町議会、久米島町教育委員会、久米島町区長会、久米島町女性会、久米島商工会、JAおきなわ久米島支店、久米島町老人クラブ連合会、沖縄県海洋深層水研究所、久米島海洋深層水協議会、沖縄県南部農業改良普及センター、久米島町農業委員会、久米島漁業協同組合、久米島製糖株式会社、久米島町観光協会、久米島町青年団協議会、久米島消防本部、久米島町社会福祉協議会、久米島紬事業協同組合、久米島物産公社、地域活動支援センターさくら、沖縄県花卉園芸農業協同組合（太陽の花久米島支部）、久米島高等学校
- (6) 開催目的：久米島町の産業を町内外に広く紹介すると共に、本町の優れた産業を再認識し、自信と誇りをもってその振興に努め、豊かで住みよい生きがいのある町づくりに資することを目的とする。

### 2. 出店日時

令和7年12月7日（日） 午前9時から午後2時00分まで

### 3. 出店場所

久米島ホテルドーム（久米島町字鳥島100番地）

### 4. 募集要項

- ① 農林水産物販売、②久米島特産品・飲食物販売、③工芸品販売、
- ④ その他販売及び展示コーナー

### 5. 募集小間

ホテルドーム内 小間（最大） 飲食不可

ホテルドーム外 小間（最大） 飲食可

※申込が募集小間数を超えた場合は、募集項目のバランス等を考慮して実行委員会事務局で出店事業者を決定します。

## 6. 出店料

無料

## 7. 出店資格

- (1) 久米島町内に事業所または住所を有するもの。ただし、出店申込受付終了後、町内の出店事業者と商品が競合しない場合に限り久米島町外からの出店も可能としますが、その可否については事務局で判断します。
- (2) その日限りの販売を目的とした出店は認めないものとする。
- (3) 飲食物販売については、原則として久米島商工会会員であること。

## 8. 出店の条件

- (1) 出店日時に出店可能なこと。
- (2) 久米島町産品（町内の事業所で取り扱われている商品）を優先するものとし、それ以外については、事務局で判断します。
- (3) 食品衛生法、意匠法、計量法及び関連する諸法令等に違反しないもの。
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定された事業所の出店については、これを認めない。
- (5) 出店者は、指定された日時までに「展示・即売・飲食コーナー申込書」を記入し、提出すること。
- (6) 出店者は、販売人または説明人を会場に派遣し、常駐させること。
- (7) 出店者は、製品の生産工程、特徴などを記載したパネルや印刷物、口頭などで製品・商品の紹介を行うこと。
- (8) 飲食は久米島ホテルドーム内飲食コーナー及び、ホテルドーム外のみとする。
- (9) ホテルドーム内外で電気を使用できる場所には限りがあり、「展示・即売・飲食コーナー申込書」で、電源使用を希望された場合、ホテルドームの電源の位置等で出店できる場所が限定されますのでご了承下さい。
- (10) 火気を使用する出店者は、必ず消火器を用意すること。
- (11) 爆破物や危険物等の展示及び販売についてはこれを認めない。
- (12) 出店事業者説明会に参加すること。（後日、日程を連絡します。）
- (13) 出店事業者は、食中毒保険や事故等の保険は各出店者各自で確実に加入すること。
- (14) その他、出店に関しては実行委員会の指示に従うこと。

## 9. 出店スペース

1 小間 3.6m×3.6m

2 間×4 間サイズのテントの半分で、仕切り及び横幕はありません。

テーブルは事務局で貸し出しを行います。

イスについては、貸出しません。出店者での準備をお願いします。

## 10. 電気を使用する店舗

1.5 kW 程度（供給する電力での電気使用量は無料）

令和7年12月7日（日）午前9時から午後2時まで

### 1 1. 出店申込期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月22日（水）まで

### 1 2. 申込場所（2ヵ所で受け付けています）

（1）久米島町役場 産業振興課（仲里庁舎1階）電話 098-985-7134

住 所：久米島町字比嘉 2870 番地

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日除く。）

（2）久米島商工会 電話 098-985-2630

住 所：久米島町字嘉手苜 658-1

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日除く。）

### 1 3. 申込方法

展示・即売・飲食店コーナー申込書 に必要事項を記入後、法令により許可を必要とするものの販売に関する各種許可証や必要書類等の写し（コピー）を添付し、出店募集の申し込み方法に従い、申込期間内に提出して下さい。

#### 【必要書類の例】

① 飲食店用または簡易営業用の「営業許可証」のコピー（飲食の部、農林水産の部で加熱された魚貝類を出店する場合）

② 「酒類販売の移動小売免許」（酒類販売出店業者のみ）

※申し込みが多数の場合は、申込期限内であっても、募集を締め切ることがあります。

### 1 4. 申込後のスケジュール

（1）出店許可通知（もしくは不許可通知）を申込書に記載してある連絡先へ連絡します。

申込書を受付後、書類内容を審査し、出店許可通知または不許可通知を代表者へ電話連絡します。

（2）出店許可業者を対象に出店事業者説明会を開催します。

開催日時や場所については、後日通知又は電話連絡にてお知らせします。

### 1 5. 留意事項

（1）出店にかかる搬入及び搬出日時

搬入：令和7年12月6日（土）午前9時から午後3時まで

搬出：令和7年12月7日（日）まつり終了後から翌日午後12時まで

（2）商品の出店、販売方法等について

① 本産業まつりは、町産業の振興を図ることを目的に実施するため、期間中は定価より割安で販売すること。

② 出店者は、出店小間に商号または会社名などを記入して掲示すること。

③ 出店物には、必ず品名、小売価格等を提示すること。

④ 指定された小間のテント外での商品販売は行わないこと。

⑤ 店舗の装飾は各自で行い、隣接する小間に支障がでないよう注意すること。

(3) 免責

出店における自己の商品及び製品等並びに備品等の管理は出店事業者の責任とし、盗難、汚損、その他不可効力による災害に対して、主催者は一切その責任を負いません。

(4) 原状回復の請求について

会場内の施設及び備品等の破損や汚染が生じた場合、原状回復に係る費用について該当する出店事業者へ別途請求する場合がございます。

(5) ゴミについて

- ① 各自でゴミ箱等を設置し、分別した後、各自で責任をもって持ち帰ること。
- ② 油及び残飯等の周辺排水溝への垂れ流しを禁止します。
- ③ 店舗周辺は、他の出店者へ迷惑にならないよう常に清潔に保ち管理すること。

(6) 出店事業者駐車場について

- ① 会場周辺駐車場は、まつり来場者の利用者専用です。
- ② 出店事業者用の駐車場については、事務局にて会場周辺に確保します。

(7) その他

その他の注意事項等については、出店事業者説明会でご説明致します。

16. お問い合わせ先

久米島町産業まつり実行委員会事務局〈仲里庁舎1階 産業振興課内〉

担当者：富里（ふさと）、盛本（もりもと）

電話：098-985-7134

FAX：098-985-7120

メールアドレス：y-fusato@town.kumejima.lg.jp